

<史料紹介>

山口県文書館所蔵アーカイブズガイドー学校教育編（2）ー

山本明史・和田秀作・金谷匡人

山口県文書館では昨年度から、所蔵文書を学校現場での活用という観点で捉えなおし、授業等で活用しやすい形で学校現場に提供するという取り組みを開始した。昨年度の成果は、『山口県文書館研究紀要』第38号に掲載し、各学校へも配布した。前稿で述べたように、この取り組みは一過性のものとして終わらせるのではなく、継続して行うべきものと考えている。本稿はその続編である。

当館では、夏季休業中に学校教員を対象とした古文書活用講座を開催しているが、その参加者や学校現場から、「文書館の資料を授業で使いたい、資料の掘り起こしには時間がかかる。文書館の側から情報提供して欲しい。」といった声や、「授業等で活用するためには、資料に読み下し等が欲しい。」との要望がよく寄せられる。これらを受け、本稿では、さらなる掲載資料の充実に努め、難解な資料については読み下しをつけるなど、解りやすい資料解説に努めた。

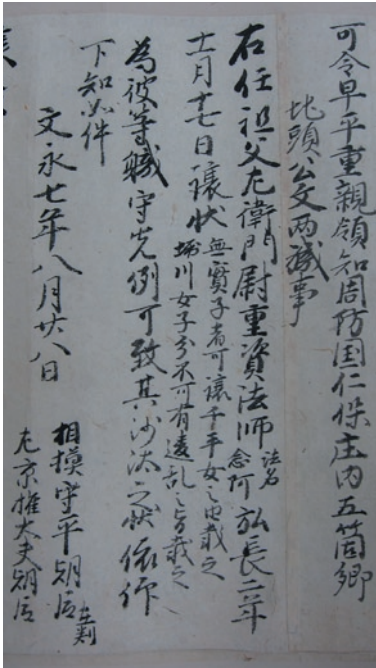
授業等での活用の際し、資料についての質問や活用方法についての相談があれば、ぜひ当館に問い合わせいただきたい。学校現場と情報を共有しながら資料の活用を進めることで、有効に学校教育に資することができ、また文書館の可能性も一層広がると考えている。

- ▶ 前稿での項目立ては東京書籍の中学校旧課程用教科書『新編新しい社会 歴史』に準拠したが、本稿では同社の新課程用『新しい社会 歴史』に準拠した。新旧の教科書で章立てが変化しているが、学習内容を検討した上で、前稿で使用したトピックの番号を新課程の項目表に当てはめている。本稿のトピックの番号は、前稿からの通番とした。
- ▶ 原稿執筆にあたっては、No.46・47を和田、No.48～55を金谷、No.56～75を山本が担当した。

章	節	項	38号	39号
1 古代までの日本	1-1 文明のおこりと日本の成り立ち	1-1-1 世界の古代文明と宗教のおこり		
		1-1-2 日本列島の誕生と縄文文化		
		1-1-3 弥生文化と邪馬台国		
		1-1-4 大王の時代	1	
	1-2 古代国家の歩みと東アジア世界	1-2-1 聖徳太子の政治改革		
		1-2-2 大化の改新		
		1-2-3 律令国家の成立と平城京		
		1-2-4 奈良時代の人々の暮らし		
		1-2-5 天平文化		
		1-2-6 平安京と東アジアの変化		
1-2-7 摂関政治と文化の国風化				
2 中世の日本	2-1 武士の台頭と鎌倉幕府	2-1-1 武士の成長		
		2-1-2 武家政権の成立	2	
		2-1-3 武士と民衆の生活		46
		2-1-4 鎌倉時代の文化と宗教		
	2-2 東アジア世界とのかかわりと社会の変動	2-2-1 モンゴルの襲来と日本	3	
		2-2-2 南北朝の動乱と室町幕府	4・5	
		2-2-3 東アジアとの交流		
		2-2-4 産業の発達と民衆の生活	6	
		2-2-5 応仁の乱と戦国大名		47
		2-2-6 室町文化とその広がり		
3 近世の日本	3-1 ヨーロッパ人との出会いと全国統一	3-1-1 キリスト教世界とルネサンス		
		3-1-2 ヨーロッパと外の世界		
		3-1-3 ヨーロッパ人との出会い	7	
		3-1-4 織田信長・豊臣秀吉による統一事業	8	
		3-1-5 兵農分離と朝鮮侵略	9	
		3-1-6 桃山文化	10	
	3-2 江戸幕府の成立と鎖国	3-2-1 江戸幕府の成立と支配のしくみ	11	48
		3-2-2 さまざまな身分と暮らし	12	49
		3-2-3 貿易の振興から鎖国へ	13	50
		3-2-4 鎖国下の対外関係	14	51
	3-3 産業の発達と幕府政治の動き	3-3-1 農業や諸産業の発達	15	52
		3-3-2 都市の繁栄と元禄文化	16・17	
		3-3-3 享保の改革と社会の変化	18	
		3-3-4 田沼の政治と寛政の改革	19～21	
		3-3-5 新しい学問と化政文化	22・23	53
		3-3-6 外国船の出現と天保の改革	24	
	4-1 欧米の進出と日本の開国	4-1-1 近代革命の時代		
		4-1-2 産業革命と欧米諸国		
4-1-3 ヨーロッパのアジア侵略		25		
4-1-4 開国と不平等条約		26・27		
4-1-5 江戸幕府の滅亡		28・29	54	

章	節	項	38号	39号	
4 開国と近代日本の歩み	4-2 明治維新	4-2-1 新政府の成立	30	55	
		4-2-2 明治維新の三大改革	31・32	56	
		4-2-3 世界とつながる日本と文明開化		57	
		4-2-4 岩倉使節団と殖産興業	33・34	58	
		4-2-5 近代的な国際関係	34		
		4-2-6 自由民権運動の高まり	35	59	
		4-2-7 立憲国家の成立		60	
	4-3 日清・日露戦争と近代産業	4-3-1 欧米列強の侵略と条約改正			
		4-3-2 日清戦争		61・62	
		4-3-3 日露戦争		63・64	
		4-3-4 韓国と中国		65	
		4-3-5 産業革命の進展	36		
		4-3-6 近代文化の形成	37・38		
5 二度の世界大戦と日本	5-1 第一次世界大戦と日本	5-1-1 第一次世界大戦		66	
		5-1-2 ロシア革命			
		5-1-3 国際協調の高まり			
		5-1-4 アジアの民族運動			
		5-1-5 大正デモクラシーと政党内閣の成立		67	
		5-1-6 広がる社会運動と普通選挙の実現		68	
		5-1-7 新しい文化と生活		69	
	5-2 世界恐慌と日本の中国侵略	5-2-1 世界恐慌とブロック経済			
		5-2-2 欧米の情勢と日本			
		5-2-3 日本の中国侵略	39	70	
		5-2-4 日中全面戦争	40		
	5-3 第二次世界大戦と日本	5-3-1 第二次世界大戦の始まり			
		5-3-2 太平洋戦争の開始	41		
		5-3-3 戦時下の人々	42・43	71	
		5-3-4 戦争の終結	44	72	
	6 現代の日本と世界	6-1 戦後日本の発展と国際社会	6-1-1 占領下の日本		
			6-1-2 民主化と日本国憲法	45	73・74
6-1-3 冷戦の開始と植民地の解放					
6-1-4 独立の回復と55年体制					
6-1-5 緊張緩和と日本外交					
6-1-6 日本の高度経済成長				75	
6-2 新たな時代の日本と世界		6-2-1 冷戦後の国際社会			
		6-2-2 変化の中の日本			
		6-2-3 よりよい未来に向けて			

No.46 武士の生活（女性の地頭）



* 三浦家文書甲 1 (1)「平子氏本領相伝重書案」のうち、関東下知状案

【解説】

鎌倉時代の武士の家は、一族の長である惣領が中心となって子や兄弟などをまとめ、団結していました。その経済的な基盤となる土地などの財産は、分割して相続するのが基本で、女性にも与えられたので、女性の地頭も珍しくありませんでした。

写真は、1270（文永7）年に平子（たいらご）重親が周防仁保荘内五箇郷（現在の山口市）の地頭と公文（荘官）になることを鎌倉幕府が認めた文書です。重親がこの権利を得る根拠となった、1262（弘長2）年に出された祖父重資（法名念阿）の譲状には、(1) 重親に実子が

なかった場合は「千手女」にこの権利を譲るべきこと、(2)「堀川女子」が権利を持つ部分には手出しをしてはならないこと、が明記されていました。つまり、女性である「千手女」が仁保荘の地頭などになることを認める、あるいは「堀川女子」の権利を保証するといった内容が、当時の武士の財産分与に関する書類に盛り込まれているのです。

重親は当時の平子氏の惣領ですが、「千手女」や「堀川女子」との血縁関係は不明です。なお、平子氏は、関東の有力御家人である三浦氏の分家で、相模平子郷（現在の横浜市）を本拠としていた武士です。12世紀末に地頭として仁保荘に移住、のち苗字を仁保に改めました。

* 仁保氏（平子氏・三浦氏）に関する参考文献として、『仁保の郷土史』（仁保の郷土史刊行会、1987年）、『瑠璃光寺遺跡』（山口市教育委員会、1988年）などがあります。

* 当館に寄託されている「三浦家文書」は、仁保氏に伝えられた文書群です。その大部分は活字になっています（『大日本古文書家分け14 熊谷・三浦・平賀文書』、『山口県史』史料編中世3）。

No.47 戦国大名の登場と城下町（分国法）



* 毛利家文庫 27 諸家 4
「大内家諸掟留書」

【解説】

戦国時代になると、各地の大名は他国との争いに勝ち抜くために軍事力を強化するとともに、城下町をつくって商工業者を呼び集め、経済的な基盤を固めました。また、独自の法令（分国法）を定め、配下の武士や領民の行動を取

り締められました。

周防を中心に数か国を治めていた大内氏も、早くから法令を定めて、領国支配に臨みました。これらはのちに集成されて「大内家壁書」、「大内氏掟書」等と呼ばれ、代表的な分国法の一つとされています。

写真は、1459（長禄3）年に大内氏が本拠地山口の町における禁止事項を列举した7か条の掟書です。その内容は、以下のようなものです。

(1) 夜中の大路往来の禁止（のちに有力家臣が交代でパトロール）。(2) 辻相撲の禁止（通行人に対する交通妨害や迷惑行為を問題視）。(3) 路頭において女をとることの禁止（女性の拉致が頻発）。(4) 夜中に湯田の湯に入ることを禁止。湯治に来た人や女性、農民は規制の対象外。(5) 諸国からの落人や得体のしれない人物を召し抱えることの禁止。(6) 京様と称して人前で異様な格好をすることの禁止。(7) 他国の人間を召し抱える際の用心を喚起（(5)と同様他国人を警戒）。

この掟書からは、大内氏の城下町山口の繁栄と、それに伴い他国から人や風俗が流入している様子、大内氏が治安や風紀上の問題からそれらを統制しようとしていること、等々がうかがえます。なお、同内容の掟書は、1486（文明18）年および翌年にも出されています。

* 当館の大内氏掟書には、このほか近藤清石文庫 98（20の15）「大内家掟書」、多賀社文庫 181「大内殿掟制札類」、一般郷土史料 432「大内殿掟制札類」、毛利家文庫 27 諸家 3「大内壁書」、多賀社文庫 179「多々良氏家法」があります。

* 大内氏掟書は、『中世法制史料集 3 武家家法 I』（岩波書店、1965年）に収録されています。

No.48 幕府権力の確立（大阪の陣）



* 毛利家文庫 58 絵図
872 「大坂後戦図」

【解説】

徳川氏は、家康が1605（慶長10）年に将軍職を秀忠に譲り、徳川氏による永続的な政権掌握の意志を天下に表明したころから豊臣氏に臣従を迫りました。その結果、豊臣氏は牢人や武器を集め、徳川氏と戦う道を選ばざるを得なくなりました。

1614（慶長19）年11月、家康は全国の大名を召集して大阪城を攻囲、翌月には外堀を埋める条件で和議を結びました（冬の陣）が、翌年4月に戦闘が再開され、5月に豊臣秀頼とその母淀君は自殺し、大阪城も陥落しました（夏の陣）。

写真はその最後の戦い、夏の陣の陣備えを描いたものです。上の方に大阪城の豊臣秀頼、下の方に家康・秀忠の名が見えます。戦後徳川氏は秀頼の遺児や将兵の残党を厳しく搜索・処刑し、その年の閏6月には一国一城令、7月には武家諸法度、禁中並公家諸法度、諸宗本山本寺諸法度を発して統制を一層強化し、幕府の基礎を固めました。

* 毛利家文庫 58 絵図にはこのほか、後年の写しを含め、867「大坂陣之図」、868「大坂冬陣之図」、869「大坂冬御陣」、870「大坂前戦之図」、871「大坂夏御陣」、873「大坂後戦之図」などがあります。

* 毛利家文庫 14 軍記 22「大坂陣」は、諸臣から書き出させた大阪の陣の関係資料を抄録したものです。

No.49 村と百姓



* 旧藩別置記録 風土注進案 139
「切畑村」
（「風俗」のうち「葬式」の項）

【解説】

江戸時代の村人たちは、厳しい諸規制の中で、助け合いながら暮らしていました。左の写真の部分では、三田尻宰判切畑村の人々は、「死会講（しえこう）」とよばれる組織をもっており、講は(1)葬式の世話や葬儀に関する道具の共同管理、(2)棟上げ・馬灸など人手が必要な場面での助け合い、(3)農作業が病気や死亡などにより遅れたときの合力、(4)諸規則の申し合わせを行い、不心得者はこの講から除く、などの役割をもっていました。この講から除かれれば一日も生活が成り立たないため、村に在宅の諸士であってもその構成員に加わっていると書かれています。

その一方、人々は「五人組」という組織に編成されており、「(五人組が)組内の吉凶の場面に立ち会うのは、必ずしも心配のためだけではない。郡中法度に背いていないか、キリシタンではないかを見極めるためである」という記述もあります（前大津宰判三隅村）。五人組は年貢の納入や犯罪の防止に連帯責任を負わされていたから、互いに監視し合う必要もあったのです。

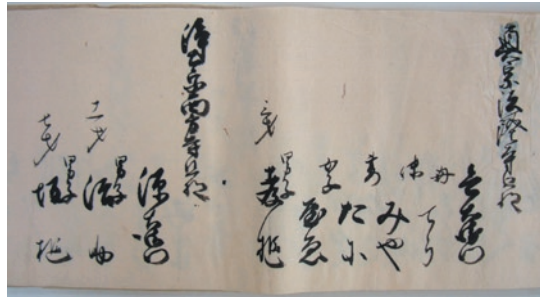
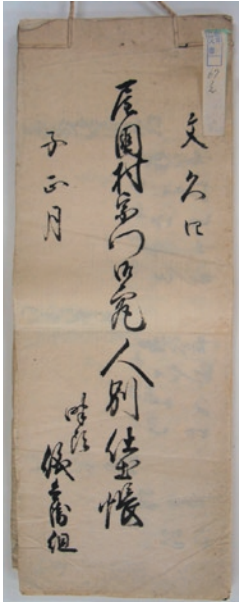
* 「宰判」とは、萩藩の鄉村支配の単位で、代官の管轄する地域のことをいいます。

* 「風土注進案」は、防長の萩本藩のほぼ全域にわたる、天保期の各村落の沿革・地理・産業・経済・社会・民俗・社寺・文化等の実態調査書で、原本は全 395 冊に及び貴重な郷土資料です。当館には、旧藩別置記録と一般郷土史料に揃いがあります。

* 「風土注進案」には刊本があります。活用には、当館が昭和 35～39 年度に翻刻した『防長風土注進案』巻 1～21 が便利です。



No.50 宗門改



* 吉田家文書（上関町）67-2「尾国村宗門御究人別仕出帳」の表紙（写真左）およびその記載内容（写真上）

【解説】

「宗門改」は、幕府や藩によって行われた宗教による民衆統制政策で、当初は幕府がキリシタンの摘発を目的に整備した制度でしたが、やがて各領主が領民を把握する手段として行った「人別改」と合体し、1671（寛文11）年、幕府は諸藩に「宗門人別改帳」の作成を義務付けました。

結果として宗門人別改帳は民衆の戸籍原簿、ないし租税台帳の側面をもつようになりましたが、たとえば萩藩のように、早くから独自の戸籍制度をもっていた藩もありました。そのような藩では教科書的な宗門人別改帳はほとんど残っていませんし、残っていても上の写真のようにきわめて簡略です。

萩藩の戸籍は右の写真のようによく整備されたもので、生年月日や続柄、旦那寺のほか、田畠数と石高、牛馬の数まで記載され、明治になるまで使い継がれました。明治政府による戸籍制度の原型になったと考えられています。



* 県庁伝来旧藩記録 266「周防国佐波郡戸籍」

No.51 朝鮮と琉球王国（朝鮮通信使）



* 県史編纂所史料 687「朝鮮信使上関来船図（写真）」。
 原本は上関の超専寺にあります。

【解説】

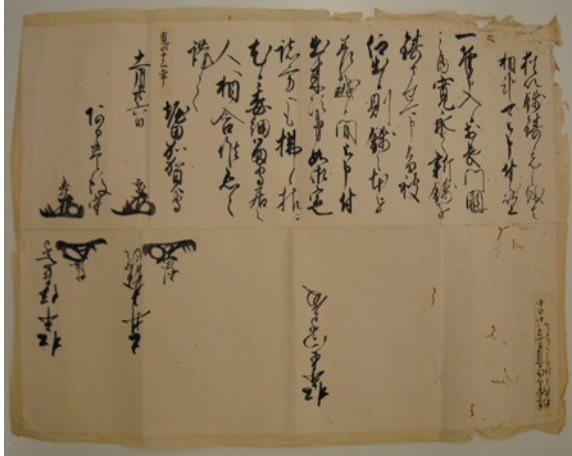
いわゆる鎖国の時代にあって、オランダ・中国は「通商の国（商業貿易のみの国）」、朝鮮・琉球は「通信の国（心を通わせる誠信外交の国）」として交流がありました。とくに朝鮮とは1609（慶長14）年の己酉約条を基本として親密な交流があり、おもに徳川將軍の代替わりごとに12回の使節団が来日しました。

防長はその経路にあっていたことから、当館にも豊富な資料が残されています。上の写真は、上関での通信使一行を描いたものです。残念ながらいつの通信使かははっきりしませんが、総勢500人にも及ぶこともあった一行の、海上での様子がよくわかります。かつて海賊衆として瀬戸内海に覇を唱えた村上氏の末裔が先導役をつとめています。

* 朝鮮通信使の関連資料には、毛利家文庫 42 御勤事 62～66、徳山毛利家文庫 朝鮮人来聘記 1～16、県庁伝来旧藩記録 878～885「朝鮮信使御記録」などがあります。

* 「県史編纂所史料」は、戦前の山口県史編纂所が、1937（昭和12）年から、県内外で調査・収集した県史関係の資料群です。県史編纂所は、県内外の資料所在先を採訪するとともに、東京毛利家・東京帝国大学・京都帝国大学などに嘱託員を置き、関係資料の筆写を続けましたが、戦争の激化によって1944（昭和19）年に中断し、資料群は県立山口図書館を経て当館へ移管されました。すでに原本が失われたものも多く、貴重な資料群です。

No.52 寛永通宝

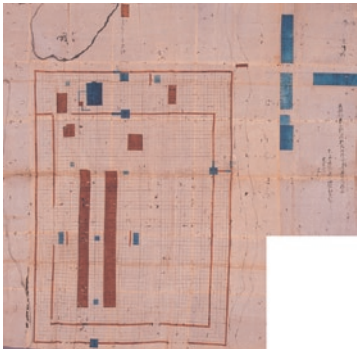


* 毛利家文庫 第5分冊9 財政15 「老中連署奉書」。料紙を下が折り目になるように折って用いる「折紙」の形式です。関連資料に、同文庫2 幕府44 「新銭御書付写」があります。

【解説】

江戸幕府の幣制は、金・銀・銭（ぜに）の三貨を併用するもので、この制度は、1600（慶長5）年ころから鑄造を開始した慶長金銀と、寛永・寛文期に大量に鑄造された寛永通宝の発行によって確立しました。

1637（寛永14）年、前年に鑄造が始まった寛永の新銭を全国に流通させるため、水戸・仙台・長門ほか全国8か所に鑄銭所が増設されました。上の写真は、その前年の11月、幕府の4人の老中から萩藩主「松平長門守」（毛利秀就）に宛てられた奉書で、長門で新銭を鑄造させることについて指示しています。最後に花押を据えているのは、当時幕閣の最高権力者であった土井利勝です。



* 袋入絵図 278 「美祢郡赤村新銭鑄造木屋床普請差図」（写真左）は、新銭鑄造のために美祢郡赤村に設けられた鑄銭所の設計図です。
* 長門での鑄銭の資料には、これらのほか毛利家文庫 16 叢書 13 「桑原覚書」、同文庫 19 日記 4 「福間牒」（36の4）、（36の5）などがあり、幕府とのやりとりを知ることができます。

No.53 伊能忠敬



* 毛利家文庫 58 絵図 241 「御両国測量絵図 (伊能大図) 六番」(部分)

【解説】

伊能忠敬(1745～1818)は江戸時代中期の地理学者・測量家です。隠居後の1800(寛政12)年、56歳の時から日本全国の測量を開始しましたが、その測量技術が極めて高度なものであったことから、徐々に幕府からの支援が増強され、国家的事業に育ちました。こうして作られたのが「大日本沿海輿地(よち)全図」であり(完成は忠敬没後の1821(文政4)年)、たいへん精度の高い日本地図として評価されています。

当館蔵の「御両国測量絵図(伊能大図)」は、「大日本沿海輿地全図」の防長両国分の大図(縮尺1/36,000)の写しで、写真は防長両国分7枚のうち、大島郡と熊毛郡沿岸部を描いたものの一部です。幕府に献上された原本は明治初期の皇居炎上で失われたので、伊能忠敬の偉業をしのぶ貴重な資料です。

なお、1828(文政11)年、この「大日本沿海輿地全図」をシーボルトが国外に持ち出そうとしたことが発覚し、関係した日本の蘭学者高橋景保(忠敬が師事した高橋至時の息子)らが処罰されました(シーボルト事件)。

* 当館の伊能大図はいずれも当館のウェブサイトから高画質でダウンロードできます。トップページ(<http://ymonjo.ysn21.jp/>)から「高画質画像ダウンロード」に進んでください。なお、印刷物に掲載したり複製物を作るなどの場合には、事前に当館への承認申請を行う必要があります。

No.54 吉田松陰

* 吉田松陰関係資料 164 「絹本着色吉田松陰像（自賛）」の肖像部分。同様の自賛肖像は他に5幅が知られています。（上下の写真とも当館のウェブサイトからダウンロードできます）



【解説】

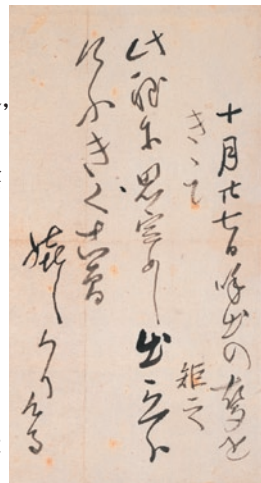
1830（文政13）年に萩で生まれた吉田松陰は、江戸に滞在中の1853（嘉永6）年、黒船の浦賀来航を見ました。翌年ペリーが日米和親条約締結のために再航した際、下田に停泊中の米艦へ赴き、乗船して密航を訴えますが、拒否されました。自首した松陰は長州へ檻送され、野山獄に幽囚されました。

出獄を許され生家の杉家に幽閉の身となった松陰は叔父玉木文之進のひらいた松下村塾を引き継ぎ、久坂玄瑞や高杉晋作・伊藤博文・山県有朋・吉田稔麿・入江九一・前原一誠・品川弥二郎・山田顕義などの人々を教育していきました。

やがて大老井伊直弼による安政の大獄が始まると、野山獄に再入獄していた松陰は江戸に送られ、1859（安政6）年、満29歳の若さで斬刑に処されました。右の写真は、刑場に向かう直前に松陰が残した絶筆です。

「十月廿七日呼出の声をきゝて 矩之（松陰）

此程に 思定めし出立は
けふきくこそ 嬉しかりける」



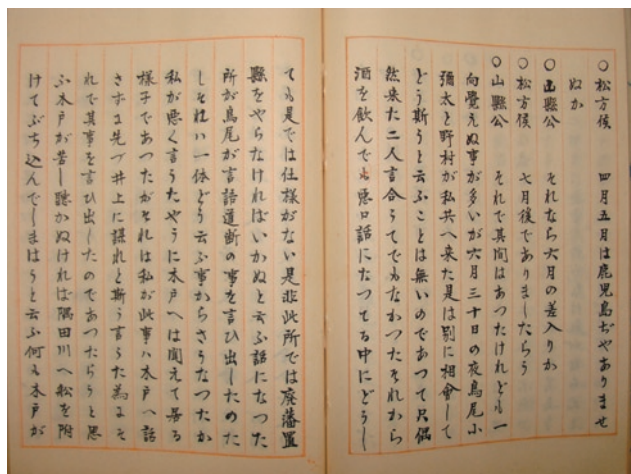
- * 吉田松陰関係資料 171 「吉田松陰絶筆」（写真右）
- * 当館の「吉田松陰関係資料（吉田家伝来）」754点は県の有形文化財に指定されています。

No.55 廃藩置県

* 毛利家文庫 76

速記録 69

「彰明会ニ於ケル廃藩置県ニ関スル元老談話」



【解説】

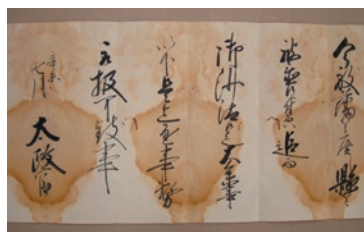
1871（明治4）年の廃藩置県は、近世と近代を分ける大きな改革の一つです。版籍奉還によって土地と人民は明治政府の所轄となりましたが、旧大名は知藩事として引き続き旧領（藩）の統治にあたり、租税と軍事の権限も有していました。

新政府は中央集権の実をあげるため、薩長土の3藩から御親兵を募り、一挙に廃藩置県を断行しました。中心となったのは西郷隆盛・大久保利通・西郷従道・大山巖・木戸孝允・井上馨・山県有朋らで、木戸邸で練られた案が三条実美・岩倉具視らの賛成を得て実行に移されました。

上の写真は、廃藩置県に至る経緯を、山県有朋・井上馨・大山巖らが1910（明治43）年に回顧した際の速記録です。特に、鳥尾小弥太と野村靖が山県の指示で井上馨の説得にあたったあたりは臨場感にあふれています。

* 柳原家文書（美和町）195「廃藩置県布告写」（写真下）。1871（明治4）年7月14日に発せられた太政官布告の写しです。同日に出された同布告「藩ヲ廃シ県ヲ置候事」を受けて、当面これまでどおり事務を行うよう求めています。

* 関連する資料に、毛利家文庫 5 忠愛公 81「諭書」があります。廃藩置県に際し、知藩事の職を解かれた毛利元徳から長州士族中にあてた諭書です。



No.56 学制の公布（学制公布当初の教科書）



* 教科書文庫明治 6-9 「小学読本 巻一」

【解説】

1872（明治5）年、学制が公布され、小学校から大学までの学校制度が定められました。特に小学校教育の普及に力が入れられ、6歳以上の男女に等しく学ばせる国民皆学が目指されました。しかし、当初、「どのような教材を、どのように教えるか」は、まだ手探りの状態で、新たに編集された教科書とともに、寺子屋時代の手習い本も依然として使用されていました。

写真は、1873（明治6）年2月に刊行された『小学読本 巻一』です。これはアメリカで国語の教科書として使われていた『ウィルソン・リーダー』を手本にして編集されたもので、日本の小学校の国語の教科書としては草創期のものの一つです。

以下は、原典である『ウィルソン・リーダー』第1読本第7課のボール遊びの部分です。

Do you see the boys at play? Yes, I see them. What do they play with? They play with a ball, and the ball is as large as my head. They kick the ball. Do you see them do it? No, but I see them hit it with a club. Is it a hard ball? No, it is a soft ball, and if it hits them it will not hurt them.

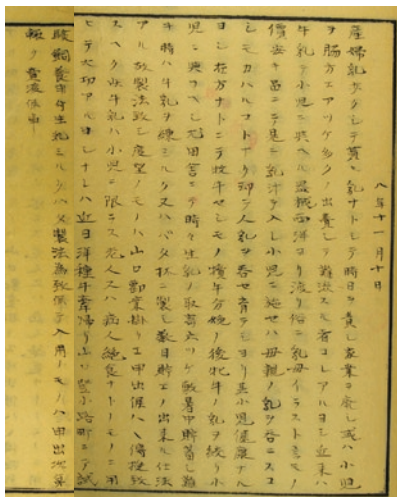
Boys love to play ball. It is good for them to play, but they must not play all of the time. Do not play too long when it is a hot day. You must not get too warm, for that will hurt you.

同じ内容の箇所が『小学読本 巻一』では次のようになっています。

「彼は球を蹴て遊べり。汝はそれを見しや。私は、棒を以て、球を打つを見たり。その球は堅きものなるや。これは、柔かなる球なるゆえ人に当るとも傷けることなし。小児等は球遊びを好めり。それは遊ぶに善きことなれども、終日遊ぶべからず。又熱き日には長く遊ぶべからず。強気熱さに触るべからず。然るときは身を害ふものなり。」

直訳調の文章に違和感があります。また、原典では野球の場面が描かれている挿絵も、『小学読本 巻一』では、上の写真のようにそれぞれがバットらしきものを手に持ってボールを打って遊んでおり、とても野球のルールに則っているようには見えません。これは日本に野球がまだ普及しておらず、編集者にその知識がなかったためでしょう。

No.57 文明開化（牛乳の奨励）



* 明治期山口県布達類 17「山口県布達達書」（明治8年11月10日付「牛乳ミルク等販売方、および米種取様の事」）

【解説】

近代化を目指す中で、わが国に欧米の文化がさかんに取り入れられました。レンガ造りの洋風建築、人力車や馬車、洋服や洋食などの新しい洋風文化は、横浜や神戸などの開港地から全国へ広がり、しだいに伝統的な生活を変えていきました。

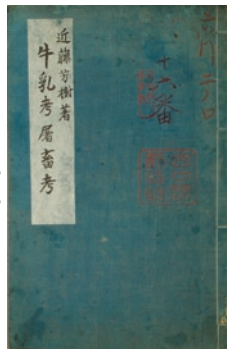
写真は1875（明治8）年11月10日付で出された山口県の布達です。当

時、日本には牛乳を飲む習慣がありませんでしたが、この布達の中で、「産婦乳少クシテ、貰ヒ乳ナトシテ、時日ヲ費シ、家業ヲ廢シ、或ハ小児ヲ脇方エアツケ、多クノ出費シテ難渋スル者コレアルヨシ」という現状をあげ、その改善のために牛乳を小児に飲ませることを奨励しています。人々の牛乳に対する抵抗感を減らすために、「母乳で育てるよりもむしろ健康に育つ」、「病気の者や老人などにも良い」など栄養面での利点を強調するとともに、新しく西洋から入ってきた「乳母いらず」と呼ばれた哺乳瓶も安価に手に入ることをPRしています。

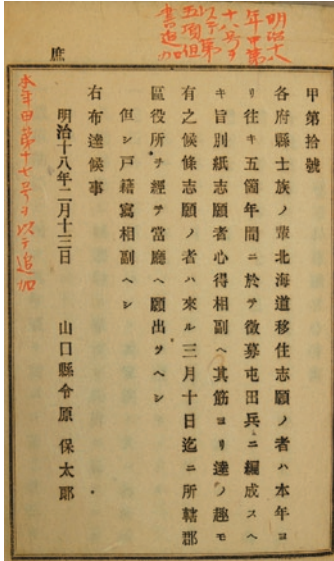
また、田舎で牛乳が取り寄せられない場合や夏場で保存がきかない時には、練乳やバターにすると、数日間保存がきくことを紹介し、これらの製造方法を習得したい者は山口勸業掛に申し出るように勧めています。さらに、試験用の洋種牛を飼育して牛乳等を製造するので希望者には販売する、とあります。

* 石川卓美文庫 227『牛乳考屠畜考』は、1872（明治5）年、山口県の国学者近藤芳樹によって著されたものです。古代、朝廷において牛乳が飲まれ、牛馬の肉が食されていたことを述べ、栄養面からこれらを摂取すべきことを説いています。

* 当館には、このほか文明開化に関する資料として、太陽暦が採用された1873（明治6）年の暦や航路安全のために設置された灯台についての資料があります。



No.58 北海道の開拓（屯田兵募集）



* 明治期山口県布達類 143 「山口県布達達書」
 (明治 18 年 2 月 13 日付 甲 10 「屯田兵志願者心得書」)

【解説】

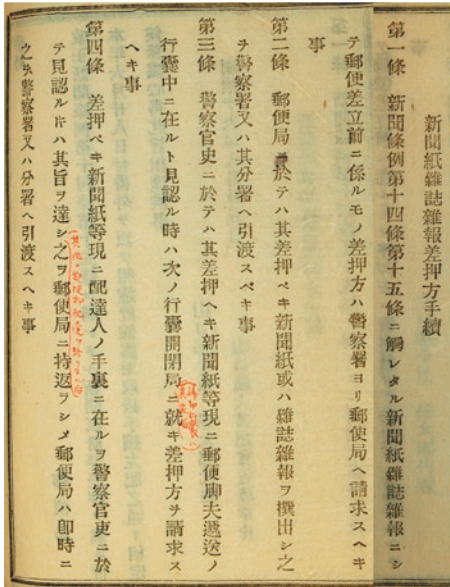
明治政府は蝦夷地を北海道と改め、開拓使という役所を置きました。そして、1873（明治 6）年、北海道の警備および治安維持、開拓の促進、さらに職を失った士族救済の意味を兼ねて、開拓次官黒田清隆の建白により「屯田兵」の設置が決定されました。以後、1900（明治 33）年に募集が停止されるまでの 25 年間に、屯田兵村 37 か村、屯田兵数 7,337 戸、家族人員 39,911 人の入植があり、出身地は全国各地にわたりました。

山口県では、明治初期から北海道の開拓に伴う移住政策が積極的に行われてきましたが、屯田兵としての募集は、1885（明治 18）年が初めてでした。写真は 2 月 13 日に出された、募集の県布達です。これに添えられた「屯田兵志願者心得書」により募集の具体的な様子を知ることができます。1890（明治 23）年からは応募資格が平民へも拡大されましたが、この時はまだ「士族」に限定されています。

応募者は家族を伴って入植しました。この心得によると、移住のための一人 2 円の支度料（15 歳未満は 1 円）、旅費、家宅、家具、夜具、開拓地、農具などが支給され、被服・食料については 3 年間に限って支給されることになっていました。それぞれその支給量が細かに書かれており、例えば、家具は「鍋大中小各一個、椀三組、手桶一荷、小桶一具、担桶一荷」となっています。また、病気になった際の薬代、満期後に公務に復すときの日給や食事の支給等についても規定されています。

* 1892（明治 25）年 8 月 6 日付の県知事から郡市役所と町村役場への通達には、募集対象が平民にも広げられた、詳細な「志願者心得」があります。（明治期山口県布達類 268 番外 25）

No.59 高まる自由民権運動（新聞紙条例）



* 明治期山口県布達類 103「山口県布達達書」（明治 16 年 8 月 25 日付番外「新聞紙・雑誌・雜報差押方手續」

【解説】

藩閥政府に反発し、国民の政治参加を求めた自由民権運動の広がりに対して、政府は 1875(明治 8)年に「新聞紙条例」、1880(明治 13)年に「集会条例」を出すなどして、政府批判の言論や集会を封じ込めようとしてきました。

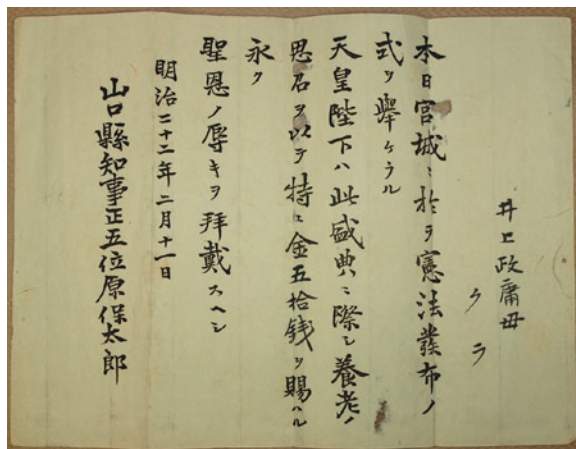
写真は、1883(明治 16)年、新聞紙条例改正のおりに、発売

禁止となった新聞等の差押え方を県から郵便局へ通達したものです。これによると、新聞紙条例により発売禁止となった新聞紙、雑誌、雑報の差押え方は、(1) 該当の新聞紙等が、配達前であれば警察署から郵便局へ差押えの請求をする、(2) 郵便局は該当の新聞紙等を選び出して警察署または分署に引き渡す、(3) 該当の新聞紙等が運送中の行囊（郵便袋）の中にある場合には、次に行囊を開ける局に対して差押えの請求をする、(4) 該当の新聞紙等が既に配達人の手元にあり配達中の場合には、配達人にその旨を伝え、他の郵便物を配達し終えた後に、郵便局に持ち帰らせ、警察署または分署に引き渡す、となっていました。

様々な状況を想定した差押え手順を用意しておくことで、新聞紙条例を徹底させようとしていたことがわかります。新聞紙条例は 1909(明治 42)年に公布された「新聞紙法」に引き継がれ、戦前において言論の自由を制限しました。

* 1878(明治 11)年 12 月 12 日付の「集会取締方の事」は 1880(明治 13)年制定の集会条例に先立つもので、「政談・講学を目的とし衆を集めて演説若しくは論議する者」は、会合の趣旨や場所・日時を明記して、3 人以上の連名で事前に届けることとしています。(明治期山口県布達類 31「山口県布達達書」甲 386)

No.60 大日本帝国憲法発布



* 井上家文書（防府市）
27「憲法発布式記念下賜状」

【解説】

1889（明治22）年2月11日、紀元節の日を期して、天皇が国民に与えるという形で大日本帝国憲法が発布

されました。天皇を元首とし、帝国議会の召集・解散、軍隊の指揮、条約の締結、戦争の宣戦・講和などが天皇の権限とされました。憲法の発布を祝して街では祝砲や鐘が鳴り響き、たくさんの山車や仮装行列が繰り出されるなど、お祭り騒ぎとなりました。憲法の内容については、発布後に国民に知らされましたが、民権家たちからも概ね好意的に受け入れられました。

写真上は憲法発布に際し、2月11日付で「養老の思し召し」として天皇が金50銭を井上政庸の母クラに下賜したことを示す資料です。当館の「山田家文書（徳山市）」や「小沢家文書（阿東町）」の中にも同様の下賜状が残っています。内容は以下のとおりです。

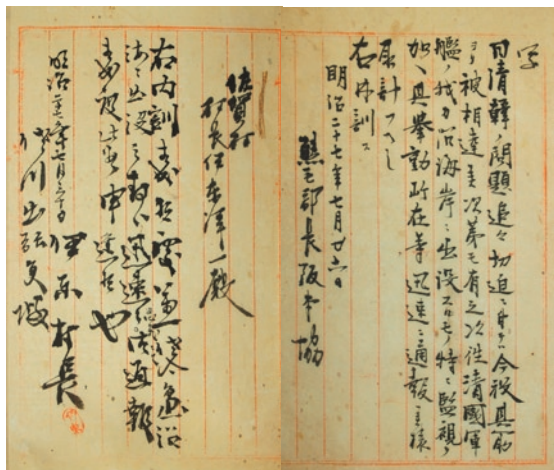
「本日宮城に於いて憲法発布の式を挙げらる 天皇陛下はこの盛典に際し養老の思し召しを以って特に金五拾銭を賜る 永く聖恩の辱きを拜戴すべし
明治二十二年二月十一日 山口県知事正五位原保太郎」

* 写真右は発布1週間後の2月17日発行の日刊新聞「日本」の付録で、大日本帝国憲法の全文が掲載されています。（武永家文書182「帝国憲法」「日本」第7号附録）

* 憲法が発布されたことを受けて、帝国議会が開催されました。当館は木梨精一郎が貴族院議員に任じられた辞令を所蔵しています。（木梨家文書104）



No.61 日清戦争（清国船への警戒）



* 佐川家文書（佐合島）
3690「日清事件書類」

【解説】

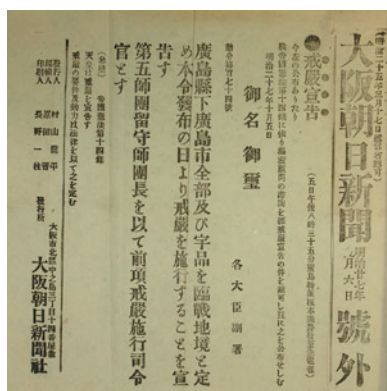
1894（明治27）年、朝鮮で起こった甲午農民戦争に際し、日清両国が出兵しました。反乱はほどなくおさまり、朝鮮政府は両軍に撤退をもとめ

ましたが、朝鮮の内政改革をめぐる日清両国は対立を深めました。7月25日、日本艦隊は宣戦布告をまたずに豊島沖で清国艦隊と交戦し、日清戦争が始まりました。

写真は、その翌日にあたる7月26日付で、熊毛郡長から佐賀村長にあてられた通知の写しです。内容は「日本と清国、韓国の問題が次第に切迫していることについて、このたびその筋より達しがあった。今後、わが沿岸で清国の軍艦が出没したら特に監視を加え、その挙動や所在などを迅速に通報するように」となっています。このことは佐賀村長から佐合島出張所に通知され、佐合島沿岸での監視が求められました。島の人々は、沖を行く船の監視を通して、戦争を肌で感じ、同時に緊張感を覚えたのではないのでしょうか。

なお、佐合島は、熊毛郡平生町佐賀から南西へ約2 kmの瀬戸内海国立公園内にある自然の美しい島で、当時、およそ1,000人が暮らしていました。

* この「日清事件書類」には、1894（明治27）年10月5日付で広島市全域及び宇品に戒厳令が敷かれたことを報じる朝日新聞号外記事なども収録されています。（写真右）



No.62 下関条約（春帆楼写真）

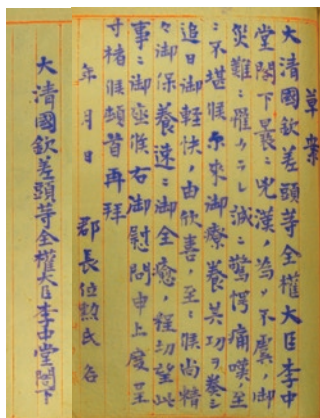


* 図書 726-58-192 「下関名勝絵はがき 日清講和談判春帆楼」

【解説】

日清戦争の諸戦で勝利した日本は、1895（明治28）年3月20日から下関で講和会議を開きました。上の絵ハガキには会場となった春帆楼が写っています。清国は李鴻章、日本側は伊藤博文および陸奥宗光が全権として会議に臨みました。

3月24日、第3回会談の終了後、宿舎に帰る途中の李鴻章が狙撃される事件が起きました。政府は事件に驚き、国内の強硬論を抑えて休戦条約を結びました。県内では李鴻章に対する見舞運動が県当局によって組織されました。下の写真は、郡長に李鴻章への見舞を出すよう求めた際の草案です。幸い李鴻章は命に別条なく、4月10日からの交渉に出席し、4月17日に講和が成立しました。



この下関条約で清国は (1) 朝鮮の独立を認め、(2) 遼東半島、台湾、澎湖諸島を日本に譲渡し、(3) 賠償金として2億テールを支払うこと、が決められました。

* 行政文書 戦前A 総務 398「清国講和使一件」(写真左)

* 日清戦争の宣戦・講和に関し、明治天皇の肖像画付で印刷された「宣戦詔勅」(明治27年8月1日付)、「平和詔勅」(明治28年5月10日付)、「賜軍人詔勅」(明治28年5月13日付)が残っています。(山田家文書(徳山市)411)

No.63 日英同盟（日英博覧会絵ハガキ）



* 雨村家文書 342 「日英博覧会記念 絵葉書」

【解説】

日英同盟は、日本とイギリスとの軍事同盟で、1902（明治35）年1月30日に調印されました。これは、ロシアの極



東における勢力拡大に対して、イギリスの援助を得て対韓国、対中国政策を有利に進めたい日本と、アジアでの対露戦略に日本を利用したいイギリスの利害関係が一致したことによるものでした。

上の写真は1910（明治43）年5月ロンドンで行われた「日英博覧会」の記念の絵ハガキです。この博覧会は日英両国民の親善と貿易の発展を目的として開催されたもので、日英両国の国旗が並んで描かれ、その上部に博覧会の名誉総裁に就任した日本側の伏見宮貞愛親王、英国側のコンノート親王の姿が見えます。



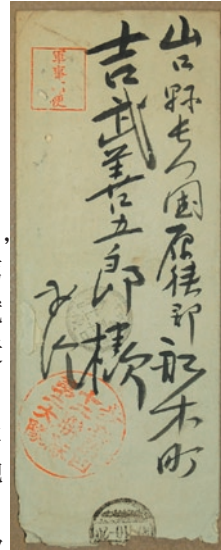
* 写真左は毛利家文庫 58 絵図 1149 「日英博覧会図」で、日英博覧会に際して、「Princess Mohri（毛利）」に授与されたものです。日英双方の博覧会関係者の署名が見えます。画面右側に富士山をはじめ、五重の塔、着物姿の女性、流鏝馬装束の男性など、日本の連想図が描かれています。

No.64 日露戦争（軍事郵便）

* 吉武家文書 256「出征
第5師団歩兵第42聯
隊吉武安一書簡」

【解説】

厚狹郡船木町（現在の宇部市）出身の吉武安一は、日露戦争前、1900（明治33）年12月に山口歩兵第四十二聯隊に入隊し、3年間の兵役を終え予備役に就いた後、日露戦争のために臨時召集され、奉天付近の戦いで戦死しました。当館には、彼が営内の日々の様子を書き記した日誌や、家族や友人と交わした軍事郵便が残されています。これらの資料は、戦地での兵士の肉声を伝えています。



次の書簡は、1901（明治34）年1月1日付の同郷の先輩石村新一から吉武安一にあてられたもので、入隊したばかりの後輩を気遣って、先輩としての助言をおこなっています。以下はその抜粋です。

「二伸、申すもおろかながら、入営後ずい分熱心を旨として日夜おこたりにく御勉強なされて御昇進之程、かげながら祈上奉候、軍隊と申す所はゆだんのならぬ所なれば、すいぶん御注意なされて、ばんじ二御きを付けられ度候、先づじふんの官給品及び所持金を常二御注意なされ候、初年中は苦痛二わ候へ共、其所を勘にんなされて、先づ初めの程が第一二候間、初め見込たれば十八九迄、我手二入れたる物の如く、其後ハ仕合能くして、遂二わ中隊一、若しくわ大隊一、大きく云へば聯隊一とも申べき戦責をあげられん事こそたのみ奉候」（『山口県史』史料編 近代2 収録）

上の写真は、1904（明治37）年10月20日付で父吉武善五郎にあてた書簡で、はね弾にあたって負傷したことなど近況を報告しています。以下はその抜粋です。

「時下秋冷の候、其後久々御無音ニ打過申候処、御一同様倍々御清祥御暮らし被遊候段、奉大賀候、次ニ私義無事従軍罷在候間、乍憚御安心被下度候、是迄モ早々御伺可仕筈の処、去ル七日より軍ハ運動ヲ開始シ、今以テ戦闘中ニ有之、本日漸ク一寸の暇アリ、陣中露営の内ニ於テ御安否御伺申上候、小生モ去ル十日の戦争ニテ敵ノ跳弾飛来テ左胸乳房ヲ打撲致候、尤モ傷ハ附カス、只黒死ニナリシ位ニテ有之候間、御安心被下度候、十一日朝の戦闘ハ非常ニ激戦ニ有之、数多の死傷者出来、第八中隊ニアル瀧山悦三氏ハ右腕ト顔ニ負傷セラレ申候」（『山口県史』史料編 近代2 収録）

No.65 満鉄の設立



- * 一般郷土史料 1689-1
「南満洲鉄道株式会社株券」
- * 左右下隅に社章が見えますが、これは「満鉄」のアルファベットのMの字とレールの形からデザインされたものです。また中央に「南満洲鉄道株式会社」の透かしの文字が入っています。

【解説】

日露戦争後、ポーツマス条約によりロシアから旅順・大連の租借権、長春以南の鉄道の利権を譲り受けた日本は、1906（明治39）年、半官半民の南満洲鉄道株式会社（満鉄）を設立し、鉄道を中心に炭鉱の開発、製鉄所の建設、沿線での都市の建設などを行いました。満州での経済的な利益を独占した日本は、やがて、満州への進出の機会をうかがっていたアメリカと対立するようになっていきます。

上の写真は券面額500円の満鉄10株券です。満鉄設立当初、経営の見通しは不透明で、資金調達についても不安視されていました。しかし、国策会社として設立された満鉄に寄せる人々の期待は高く、第1回株式募集では99,000株に対して1億余株の応募が殺到し、倍率は1,000倍を超えました。

なお、表面を見ると、100円ずつ5回に分けて入金されていることがわかります。これは、当時の株式分割払込制度によるもので、多くの出資者を募るのに有効でした。

- * 時岡家文書（山口市）107-10
「大連名勝十六景絵はがき 満鉄本社」（写真右）



No.66 第一次世界大戦（青島市街詳図）



* 雨村家文書5「交戦地域明細地図 実業之日本附録」

【解説】

1914(大正3)年6月、サラエボ事件をきっかけに第一次世界大戦が始まりました。この戦争は帝国主義諸国と植民地を巻き

込んだ、歴史上はじめての世界大戦となりました。この戦いを大陸進出への好機とみた日本は、日英同盟によりイギリス、フランス、ロシアを中心とする連合国側として参戦しました。

日本は、ドイツの勢力範囲であった中国の膠州湾、山東半島を攻撃し、青島を占領しました。また、赤道以北のドイツ領南洋諸島も攻撃し、地中海やインド洋へも艦隊を派遣しました。

写真は、1914（大正3）年9月20日発行の『実業之日本』附録「交戦地域明細地図」中の「青島市街詳図」です。「ビスマルク山砲台」「モルトゲ山砲台」「イルチス山砲台」などの軍事施設や、ドイツ軍の兵営、青島市街地の様子や山東鉄道などが記されています。

大戦後のベルサイユ条約では、日本はドイツが持っていた山東省の権益を引き継ぎ、赤道以北の旧ドイツ領南洋諸島の委任統治権も得ました。

* 第一次世界大戦に関する資料として「世界大戦ポスター絵はがき」があります。（梶山家文書 1805（9の1）～（9の9））

No.67 米騒動

* 田中義一文書 711 「児玉友雄書翰（陸軍歩兵少佐）名古屋に於ける米騒動の報告」

* 田中義一は明治～昭和戦前期に活躍した陸軍軍人・政治家で、1927～29（昭和2～4）年に首相を務めました。田中義一文書には、その活動に伴って作成・授受された文書 1,603 点が収められています。

【解説】

第一次世界大戦により、日本の経済は好況となりました。輸出が増大し、重化学工業の発展が見られた半面、国内で生活に必要な物資が不足したために物価が上がりました。

1918（大正7）年、この物価上昇に加え、8月からのシベリア出兵をあてこんだ米の買い占めや売りおしみにより米価が上昇したため、米の安売りを求める米騒動が全国に広がりました。これに対し、政府は鎮圧のために警察と軍隊を出動させるなどしました。

写真は、当時の陸軍参謀次長であった田中義一に於てられた陸軍歩兵少佐児玉友雄からの書簡です。1918（大正7）年8月24日現在での名古屋における米騒動の状況が記されています。そこでは、シベリア出兵にむけての動員が順調にすすんでいる様子と、「暴動の原因は全く米価の騰貴にこれ有り。（中略）米価高騰に関する人心の動揺は實際上未だ全く沈静なりと称するを得ず。何らかの動機あるにおいては又もや勃発致すべき素質を有する」と名古屋における緊迫した状況が報告されています。また、シベリア出兵動員兵士のための食料調達が一層の米不足を招いていることにも触れています。これに続く同年8月28日付の書簡（田中義一文書712）では、人々が米騒動に加えシベリア出兵への応召を不安に思っている状況が伝えられています。

* 県内では、宇部で最大規模となる米騒動が起きました。県立山口図書館にその様子を伝える『馬関毎日新聞』（1918（大正7）年8月20日付）が所蔵されています。



No.68 小作争議



* 県庁戦前A農業106
～129「昭和四年度小
作争議一覽」ほか

【解説】

第一次世界大戦後の不況の中、世界的なデモクラシー思想の流入をきっかけに、民衆運動が大きく発展しました。

都市部では労働条件の改善を求めた労働運動、農村部では小作料の引き下げや耕作権の確立をめざす小作争議が激増しました。

また、「四民平等」とされた近代社会にあって、長年にわたり多くの差別に苦しめられてきた被差別部落の人々は自らの力で解放に向けて立ち上がり、全国水平社を結成しました。さらに、女性の社会的地位の向上をめざす女性解放運動も広がりました。

写真は当館所蔵の小作争議に関する簿冊の一部です。一つ一つの案件ごとに調書が作られ、調停の状況が記録されたものが、年度ごとにまとめられています。

県内における小作争議は日露戦争前後からみられますが、階級闘争的な小作争議が起ったのは1922（大正11）年以降のことです。小作組合の結成と軌を一にし、小作組合の設立が早かった当時の都濃郡や佐波郡で、多くの小作争議が発生しました。1924（大正13）年に「小作調停法」が制定され、当事者の申し立てを待って調停を実施することとなりましたが、調停委員会は地主の委員が多かったため、調停を利用して小作人を強圧するようになりました。長引く不況とあいまって、県下の小作争議は深刻化していきました。

* 身分や財産による差別のない普通選挙権の獲得は、さまざまな社会運動の共通の要求でした。普選運動の結果、1925（大正14）年に男子普通選挙制が実現しました。当館には、1928（昭和3）年に行われた最初の衆議院議員普通選挙の開票結果の新聞記事が残っています。当時の首相は田中義一でした。（田中義一文書310）

No.69 大衆文化の発展(ラジオ放送の普及)

加入者増加割増金贈呈規定	
取次口数別	奨励金額
一〇五以上	一件二付二十錢
三〇〇以上	二十五錢
五〇〇以上	三十錢
一〇〇〇以上	三十五錢

備考
本件取次十月申中ニ於テ
到着シタル各局取次報
告ニヨリ累計シタル数
ニ依ル

* 土山家文書 666 「ラヂオ加入者増加勧誘依頼」

【解説】

わが国のラジオ放送は1925(大正14)年、東京と大阪で始まりました。続いて名古屋でも始まり、放送開始以来わずか1年半で、聴取者数30万という爆発的な普及をみました。

翌1926(大正15)年には、東京・大阪・名古屋の3放送局が合同し「社団法人日本放送協会」が誕生しました。広島・熊本・仙台・札幌にも放送局が新設され、ラジオによる情報の伝達網が整備されていきました。

中国地方では1928(昭和3)年7月に広島放送局が開局しました。広島放送局における加入者数は、開局時には加入申込が4,800件あったものの、その後はさほど加入が伸びませんでした。上の写真は、10月1日に、ラジオ申込取扱者にあてて出された、加入促進の依頼文書です。これは昭和天皇即位式(同年11月10日)のラジオ放送計画を機に加入者増大を図ったもので、新規加入者数に応じて取扱者に仲介手数料のほかに奨励金が払われることになっています。その後も経済界の不況もあってあまり普及が進みませんでした。1931(昭和6)年の岡山・小倉放送局の開局、受信機の低価格化と品質の向上、さらに満州事変の勃発で戦況や国内状況の迅速な情報取得が必要となったことから、同年から加入者が急増しました。また、戦時下にあつて、政府は、国防強化の面からラジオ放送を聴取することを奨励し、一層ラジオの普及に拍車がかかりました。

* 写真右は1941(昭和16)年5月に日本放送協会から出された「国民はなぜラジオを聴かねばならぬか」(図書699)です。その中には次のように書かれています。「なぜ国民はラジオをきかねばならぬか! ラジオは民族発展の運命を決するからです。」「ラジオは国家の意思を直接に強く正しく国民に伝えます。ラジオをつける事はとりも直さず国民として国策に協力することです。」ラジオ放送が戦時体制強化に利用されていたことがわかります。



No.70 五・一五事件



* 新聞文庫 大阪毎日 8「大阪毎日新聞号外」

【解説】

1932（昭和7）年5月15日、満州国承認に反対の立場をとっていた犬養毅首相が、海軍将校によって暗殺されました（五・一五事件）。ここに第2次護憲運動以後続いていた「憲政の常道」とよばれた政党政治に終止符が打たれました。後継の斎藤実内閣は満州国を承認しましたが、国際連盟はこれを認めず、そのため日本は国際連盟を脱退し、国際的な孤立を深めていきました。

上の写真は、五・一五事件についての毎日新聞の号外（第2報）で、首相官邸をはじめ警視庁、政友会本部などが襲撃されたことが報じられています。特に犬養首相が襲われた様子、閣僚が首相官邸に集まって重大な協議を行ったこと、「老体のことでもあり容体は楽観を許さない」などの緊迫した状況を詳しく伝えています。

この事件については直ちに報道規制が敷かれ、陸軍省、海軍省、司法省の3省から事件の全貌が公表されたのは、事件後1年経った1938（昭和13）年5月17日のことでした。写真右はその公表全文を伝える毎日新聞の号外です。（新聞文庫 大阪毎日 9）



* 新聞文庫には 1923～37（大正12～昭和12）年の、大阪朝日新聞と大阪毎日新聞の号外が残っています。（新聞文庫大阪朝日 40～59・大阪毎日 3～13）

No.71 物資の欠乏（陶貨）



* 藤田家資料 1「陶貨造幣計画一件」

【解説】

太平洋戦争末期となると、生活必需品をはじめとする物資が極度に不足しました。とりわけ金属の不足が顕著で、寺院の鐘、銅像、刀剣類などが供出されました。当時、金属製の貨幣の代用として計画されたのが陶貨です。写真左はその一件綴りで、陶貨の製造に至るまでの過程や委員会の協議内容、試作の様子、工場の施設概要等が記してあります。

これによると、非金属貨幣の研究は、アルミニウムおよび錫の供給が逼迫してきた 1944（昭和 19）年 1 月頃から造幣局で進められました。様々な材質の研究が行われた結果、粘土および長石を主材とする陶貨が最良であるとされ、さらに (1) 原料の土および石が多量に産出すること、(2) 適正な焼成のための石炭の消費が少ないこと、(3) 陶貨の色が均一に得られる技術を有すること、(4) 着色材が豊富に手に入ること、などの諸条件から、京都・瀬戸・有田の民間業者に委託して製造することになりました。京都工場で 1 銭陶貨および 10 銭陶貨 300 万枚、瀬戸工場で 1 銭陶貨および 5 銭陶貨 200 万枚、有田工場で 1 銭陶貨 100 万枚の日産目標がたてられました。

しかし、終戦によりこの陶貨は世に出ることはありませんでした。

* 戦争末期の耐乏生活に関する資料として「衣料切符」（一般郷土史料 1094）、「衣料切符制早わかり」（吉田家文書（上関町）追加 12）などがあります。

No.72 空襲（家庭防空）

* 佐川家文書（佐合島）3609（25の11）「家庭防空
第一輯」



【解説】

写真は、1938（昭和13）年1月20日発行の「家庭防空」です。福岡

県小倉に置かれていた西部防衛司令部が一般家庭向けに編集したものです。33ページのモノクロ印刷の冊子で、空襲への対策が写真やイラスト入りで解説してあります。実際の空襲では、投下された爆弾の種類により異なる対処が必要でした。そのため、爆弾についての基礎知識をはじめ、「爆弾」、「焼夷弾」、「瓦斯弾」に分けて、具体的にどのような対処をしなければならないかが解説してあります。写真左は焼夷弾の場合です。「最初の30秒が肝心」、「注水に際しては沈着、冷静、且つ勇敢に行動し、あくまで執拗に奮闘することが肝要である」、「延焼防止は案外容易である」、「最初の一杯は後の百杯の水に勝る」などと書かれています。中には、よくない防空の例も交えるなどして、わかりやすく防空の意義を伝えています。

もっとも、これが出された1938（昭和13）年当時は、太平洋戦争末期に見られたような日本全土への空襲は行われていませんでした。資料の中でも「もし敵機が我が国土に襲来した時は」という仮定の表現が用いられ、空襲のシミュレーションも、交戦中であつた中国大陆からの航続距離が意識されています。使用されているイラストにも少し余裕が感じられます。

* 佐川家文書（佐合島）の中には、山口県が作成し家庭に配布した灯火管制のピラや、それと対応して佐賀村役場・平生警察署・佐賀警防団が作成し各家庭に配布した灯火管制のピラがあります。（佐川家文書（佐合島）3609（25の9）・（25の10））

No.73 日本国憲法の制定



* 一般郷土史料 1607「朝日新聞(新『日本国憲法』成立す)」

【解説】

日本の戦後改革が進められる中で、GHQは日本政府に対して、大日本帝国憲法の改正を指示しました。はじめ日本政府は明治憲法をわずかに修正した案を提出しましたが、GHQはこれを認めず、独自に作成した憲法草案を提示しました。日本政府はこのGHQ案をもとに「憲法改正草案要綱」を作成

し、帝国議会での3か月あまりの審議・修正を経て、1946(昭和21)年11月3日に公布、翌年5月3日から施行されました。

写真は、1946(昭和21)年10月8日付の朝日新聞の1面です。7日午後、衆議院本会議で貴族院再修正案が同意されたことにより、新憲法が成立したことが伝えられています。「新『日本国憲法』成立す 再建の礎(いしずえ) 茲(ここ)に確立」との見出しが付いています。また、吉田首相の「新日本再建の礎たるべき新憲法が決定したのは、国民とともに喜びに堪えない。新憲法の理想とするところを実現するには、国民諸君の努力にまたねばならないが、政府も国民もともに実現に努力する所存である。」との言葉も掲載してあります。2面には「戦争放棄、主権在民の新憲法」の見出しのもと、新憲法の全条文が紹介され、3面以降に解説が掲載されています。

* 1946(昭和21)年11月4日付の朝日新聞の1面では、新憲法の公布を報じています。「自由と平和へ新日本の進発」、「まず頭の切換へ」、「戦争よ永遠にさらば」、「歓喜新日本に爆発」、「剣なき民族の覚悟 新しき国体ここに生る」などの見出しが躍っています。また、憲法公布を記念し、山口県下各地でも祝賀式、講演会、芸能会や運動会が開催された様子を報じています。(一般郷土史料 1608)

No.74 民主政治の確立（県政だより）

* ポスター昭和 25-1
「県政だより 5 月
No.6」

* 「県政だより」は、戦後の広報広聴活動の取組の中で毎月発行されるようになった手書き印刷のポスターです。県からのお知らせや、話題となっていることについて、親しみやすいイラストを用いて、わかりやすく伝えています。



【解説】

1948（昭和 23）年，山口進駐米国軍政本部から、「広報活動を活発に展開するように」との要請があり，山口県では，1949（昭和 24）年 3 月，知事公室内に弘報係が設けられました（翌年 1 月に広報班と改称）。これは国民に正確な情報が伝えられず，また国民の声が届かなかった戦前の反省によるもので，広報広聴活動が民主政治建設の根幹に据えられました。月刊の広報誌「県政展望」や「県政だより」（写真上）が生まれ，広報車「おとずれ号」が県内の巡回を開始したのもこのときからです。後に，戦後の広報広聴活動を振り返った特集記事が「県政のしおり 1954 年 4 月号」（行政資料 50 総務 27）の中にあります。

「終戦という大きな犠牲の代償として私たちが勝ち得た民主政治—地方自治の確立も今や独立後三年をけみし漸くその基底もかたまり—一路躍進をとげつつあります。広報が民主政治推進の第一線に在って過去五年間，ひたすらいばらの道を歩みつけ最近漸く「広報行政」と言い得るにふさわしい段階にまで到達したことは，私たちの大きなよるこびであり，誇りとするところであります。しかしわが国における広報行政がその理念および方法においてまだまだ幼稚域を脱せず今後幾多の試練と研さんにまつべきものが多いことを痛感するのであります。」

* 当館では 1950（昭和 25）年 5 月～1959（昭和 34 年）4 月の「県政だより」を所蔵しています。これらの「県政だより」をたどることにより，民主政治確立途上にあった，当時の時代の空気を感じ取ることができます。（「県政だより」は当館のウェブサイトからダウンロードできます。）

No.75 高度経済成長（日本万国博覧会）



- * 和田敏英収集史料 265 (22の3)「日本万国博覧会案内」(写真上)
- 同 265 (22の4)「EXPO'70 日本万国博覧会ミニマップ」(写真右下)
- 同 265 (22の8)「BRITAIN EXPO'70(英国館資料)」(写真左下)

【解説】

1970（昭和45）年3月から9月にかけて、大阪の千里丘陵で「人類の進歩と調和」をテーマに77か国が参加して日本万国博覧会が開催されました。入場者は6,400万人で、高度経済成長期の最後を飾る一大イベントでした。

この万博のシンボルは岡本太郎が制作した「太陽の塔」でした。また、アポロ11号が持ち帰った月の石を展示したアメリカ館をはじめ、各パビリオンには、連日、入場を待つ人々の長蛇の列ができました。

写真は万国博覧会の各パビリオンで配布された資料や案内のパンフレット類です。

「万国博がやってくる 規模も内容もケタはずれの日本万国博」のキャッチフレーズや明るいデザインからは、高度経済成長期の雰囲気がよく伝わってきます。



- * 高度経済成長期に関する資料としては、山陽新幹線全線開通にむけた「山陽新幹線PRのしおり 1」（リーフレット昭和44年45）や、当時、深刻な社会問題となっていた公害に関する「山口県の公害」（60 衛生-105）などの行政資料が多数あります。